

(証券コード4834)
平成29年8月14日

株 主 各 位

札幌市中央区北五条西五丁目7番地
キャリアバンク株式会社
代表取締役社長 佐藤良雄

第30期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北五条西五丁目7番地
当社本社会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第30期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第7号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.career-bank.co.jp>）に掲載させていただきます。
- ~~~~~

会社説明会開催のご案内

当社における事業活動をより一層ご理解いただくとともに、株主の皆様と交流をさせていただきたく、当社第30期定時株主総会終了後、会社説明会を開催することといたしました。是非ご出席賜りたく、ご案内申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(平成28年6月1日から
平成29年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用環境の改善が続く一方、欧米の政治リスクの影響等により先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社は企業と人材を繋ぐ役割と機能を果たすため、質の高い人材サービスの提供を通じて双方が求めるニーズに応えてまいりました。当事業年度も北海道の市場を基盤としながらも、東北地方においても雇用環境の改善を念頭に企業業績の拡大と地域の活性化に向けた業務を推進し、収益の拡大を目指してまいりました。

以上の結果、当事業年度の業績については、売上高は4,231,982千円（前事業年度比2.1%増）、経常利益は17,037千円（前事業年度は経常損失20,843千円）、当期純利益は6,951千円（前事業年度は当期純損失22,538千円）となりました。

事業の種類別の業績は次のとおりであります。

人材派遣関連事業においては、コールセンター及びホテルの清掃業務等の派遣ニーズに対応することができ、稼働者数が増加しました。また、参議院選挙及び販売店舗での開店準備作業等の売上も加わり、売上高及び営業利益とも前事業年度を上回りました。この結果、売上高3,068,077千円（前事業年度比4.7%増）、営業利益270,360千円（同9.3%増）となりました。

人材紹介事業においては、前事業年度以上に求人ニーズに対応する人材の確保が難しくなっており、成約数が伸びず売上高は前事業年度を下回りましたが、海外からのインターンシップの受け入れが拡大したことにより営業利益は前事業年度を上回りました。この結果、売上高94,682千円（前事業年度比4.1%減）、営業利益16,804千円（同68.0%増）となりました。

再就職支援事業においては、雇用環境の改善により雇用対策事業の受託が減少したため、売上高及び営業利益が前事業年度を下回ることとなりました。この結果、売上高913,239千円（前事業年度比9.2%減）、営業利益79,968千円（同12.9%減）となりました。

その他事業のうち、語学研修事業においては、受講者数を増加させることができました。また、当事業年度から本格的に開始したストレスチェック事業においても堅調に推移しました。この結果、売上高155,983千円（前事業年度比44.2%増）、営業利益33,861千円（同503.3%増）となりました。

[事業の種類別売上高]

(単位：千円)

事業区分	売上高	構成比	前事業年度比
人材派遣関連事業	3,068,077	72.5%	104.7%
人材紹介事業	94,682	2.2%	95.9%
再就職支援事業	913,239	21.6%	90.8%
その他	155,983	3.7%	144.2%
合計	4,231,982	100.0%	102.1%

② 設備投資の状況

当事業年度における重要な設備の新設等はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度において、増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：千円)

期別 区分	第27期 (平成26年5月期)	第28期 (平成27年5月期)	第29期 (平成28年5月期)	第30期(当事業年度) (平成29年5月期)
売上高	4,301,009	4,685,754	4,143,479	4,231,982
経常利益又は 経常損失(△)	73,324	138,074	△20,843	17,037
当期純利益又は 当期純損失(△)	41,239	53,628	△22,538	6,951
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失(△)	43円16銭	56円08銭	△22円70銭	7円00銭
総資産	1,622,970	1,768,862	1,539,010	1,775,904
純資産	578,673	661,111	626,937	633,301
1株当たり純資産額	597円47銭	665円77銭	631円36銭	637円77銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づき算出しております。

2. 平成25年12月1日付で株式1株につき100株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第27期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エコミック	247,284千円	51.2%	給与計算業務等
栄光情報技術(青島)有限公司	2,000千円	51.2% (51.2%)	給与計算業務等
株式会社セールスアウトソーシング	97,000千円	83.9%	アウトソーシング事業
株式会社札幌ランゲージセンター	50,000千円	100.0%	日本語学校運営事業

- (注) 1. 議決権比率の()内は間接所有で内数であります。
2. 株式会社セールスアウトソーシングへの当社の議決権比率は、平成28年12月の株式譲受により、前事業年度に比べ10.0%上昇しております。
3. 株式会社札幌ランゲージセンターにつきましては、平成28年11月に当社100%出資にて新たに設立いたしました。

② 企業結合の成果

当社の子会社は、上記の重要な子会社4社であります。

当連結会計年度の売上高は、5,817,512千円（前連結会計年度比3.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益28,244千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失6,888千円）であります。

(4) 対処すべき課題

当社は、「信頼のお付き合いをモットーに社会のブレンたらん」を経営理念に掲げ、顧客ニーズの変化をいち早く察知し、常に新しいサービスの検証を重ね、人材及び企業に対し最適なサービスを提供することにより、社会に貢献できるよう、業務を推進してまいりました。

今後のわが国経済は、緩やかな回復に向うことが期待されるものの、海外経済の動向による影響等を踏まえると、依然として不透明な状況で推移するものと思われまます。雇用環境は改善が続いている状況ではありますが、求人企業においては、容易に人材が採用出来なくなっていることによる人手不足感が広がっております。また、企業の働き方改革への対応による新たな労働力不足が起こっており、高齢者や女性の積極的活用は元より、海外人材の活用による労働力不足の解消が社会全体の大きな課題といえます。

このような環境下において当社は次の課題に取り組んでまいります。

人材派遣関連事業においては、既存顧客のニーズを的確に捉え、ニーズに合致したスキルを有する人材を提案することが求められております。さらに今後は、主婦や中高年者が派遣で働ける環境づくりを既存顧客に積極的に提案し、労働力不足の解消を目指してまいります。

人材紹介事業においては、雇用環境の改善により人材の確保が難しい状況の中で、採用のミスマッチを少なくするための積極的な提案が求められております。同時にインターンシップ制度を活用した海外人材の紹介等、企業の海外人材へのニーズが高まっており、法令に沿った対応を行ってまいります。

再就職支援事業においては、雇用環境の改善により民間企業からの大口の再就職支援の依頼は減少傾向にあります。今後の雇用環境の変化に備え、営業を継続していく必要があります。また、行政官庁より発出される雇用対策事業については、若年者、女性及び中高年者の就職支援並びに生活困窮者の就職支援を積極的に行ってまいりましたが、より多くの人材を就職に結びつけるために海外からの技術者紹介などの新たなサービスメニューの提案を積極的に行ってまいります。

その他事業においては、ストレスチェック制度における代行サービスの受注が堅調に推移しており、道内での受託拡大と共に道外企業に対しての積極的な営業展開が必要であります。また、東京及び大阪で行っている中国語の語学研修事業においても、中国展開を検討する新たな企業のニーズを引き出し、顧客数の増加を目指してまいります。

全体としては、北海道・東北地方を越えて他の地域への進出も課題といえます。各地域への進出にあたってはM&Aも視野に入れ、様々な課題に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成29年5月31日現在）

事業区分	事業の内容
人材派遣関連事業	労働者派遣法に基づく一般労働者派遣事業、病院・クリニック・介護施設等に特化した各種人材サービスの提案、百貨店・量販店・通信関連等の営業並びに販売等の業務の受託を行っております。
人材紹介事業	職業安定法に基づく有料職業紹介事業として、中途採用者の紹介及び採用コンサルティング業務を行っております。
再就職支援事業	企業の雇用調整等、労務に関するコンサルティング並びに人材の教育、転職サポート、求人開拓等再就職支援事業を行っております。
その他	語学研修事業及びストレスチェック事業を行っております。

(6) 主要な事業所（平成29年5月31日現在）

本 社	札幌市中央区
支 店	北海道函館市、北海道旭川市、北海道帯広市、仙台市青葉区

(7) 使用人の状況（平成29年5月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
291名	2名増	44歳4ヶ月	8年2ヶ月

(注) 使用人数には、社外から当社への出向者を含んでおりますが、パート社員は含まれておりません。

(8) 主な借入先の状況（平成29年5月31日現在）

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 北 洋 銀 行	650,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	100,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	20,320千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況（平成29年5月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,280,000株
(2) 発行済株式の総数 993,000株
(3) 株主数 1,273名
(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
佐藤良雄	386,700株	38.94%
株式会社エス・ジー・シー	103,900	10.46
万徳正男	44,900	4.52
株式会社SATO-GROUP	36,800	3.70
斎藤良正	30,000	3.02
株式会社北洋銀行	24,000	2.41
キャリアバンク従業員持株会	15,200	1.53
中川均	13,600	1.36
土屋公三	12,500	1.25
新谷隆俊	11,600	1.16

(注) 自己株式は所有していません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成29年5月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	佐藤良雄	労働保険事務組合労務事務指導協会理事長、労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長、職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長、SATO行政書士法人代表社員、株式会社セールスアウトソーシング代表取締役社長、株式会社札幌ランゲージセンター代表取締役社長
常務取締役	新谷隆俊	第1営業部長、株式会社エコミック監査役
取締役	中川均	経営管理部長
取締役	益山健一	第3営業部長
取締役	橋本正太	経理財務部長、株式会社セールスアウトソーシング取締役、株式会社札幌ランゲージセンター取締役
取締役	蜂谷忠義	第5営業部長
取締役	濱田康行	公益財団法人はまなす財団理事長、株式会社アインホールディングス社外取締役、株式会社札幌ランゲージセンター監査役
常勤監査役	新實隆	株式会社セールスアウトソーシング監査役
監査役	土屋公三	株式会社土屋ホールディングス創業者会長
監査役	岡田実	

- (注) 1. 取締役濱田康行氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役土屋公三氏及び監査役岡田実氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の額（千円）	対象となる役員の員数
取締役 （うち社外取締役）	49,120 (600)	7名 (1)
監査役 （うち社外監査役）	6,730 (1,200)	3名 (2)
合計 （うち社外役員）	55,850 (1,800)	10名 (3)

- (注) 1. 報酬等の限度額は、次のとおりであります。
 (1) 取締役の報酬等の限度額
 ① 年額80,000千円以内（平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会決議）
 使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
 ② 年額30,000千円以内（平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会決議）
 上記①とは別枠で、ストックオプションとして割当てする新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。
 (2) 監査役の報酬等の限度額
 ① 年額10,000千円以内（平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会決議）

- ② 年額10,000千円以内（平成21年8月28日開催の第22期定時株主総会決議）
上記①とは別枠で、ストックオプションとして割当てる新株予約権に関する報酬等の限度額として承認されております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役濱田康行氏は、公益財団法人はまなす財団理事長及び株式会社アインホールディングス社外取締役であります。また、当社連結子会社である株式会社札幌ランゲージセンターの監査役であります。当社は株式会社アインホールディングスとの間に人材派遣の取引関係があり、株式会社札幌ランゲージセンターとは事務所施設賃借の取引関係があります。公益財団法人はまなす財団と当社との間には特別な利害関係はありません。

監査役土屋公三氏は、株式会社土屋ホールディングスの創業者会長であります。なお、当社は同社との間にストレスチェック支援の取引関係があります。

② 当事業年度における主な活動状況

	活 動 状 況
取締役 濱田 康行	当事業年度に開催された取締役会18回のうち16回に出席しました。主に長年にわたる学識経験者としての豊富な知識と経験を活かし、経営から独立した客観的・中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。
監査役 土屋 公三	当事業年度に開催された取締役会18回のうち13回に出席し、監査役会11回のうち9回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役 岡田 実	当事業年度に開催された取締役会18回のうち13回に出席し、監査役会11回のうち10回に出席いたしました。主に豊富な知識と経験を活かし、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会においては、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び過去の報酬実績を参考に必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - a. 当社グループは、共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」を制定し、取締役及び使用人に周知徹底を図る。
 - b. 「コンプライアンス規程」を制定し、コンプライアンス体制の構築及び運用を行う。また、経営管理部はコンプライアンスに関する研修等を実施し周知徹底・推進を図る。
 - c. 内部監査室は各部門における法令、定款及び諸規程の遵守状況を監査し、内部統制事務局は内部統制の有効性を評価し、社長に報告する。
 - d. 法令違反を早期に発見し、違反状態の早期解消を図るために、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報制度を確立する。
 - e. 金融商品取引法の定めに基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制に係る報告体制を整備するとともに、「内部統制評価基本規程」を制定し、有効かつ効率的な運用及び評価を実施する。
 - f. 反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断し排除する体制を整備して適切な対応を行う。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - a. 取締役及び使用人の職務執行に係る情報については、各種社内規程を整備し適切に作成、保存又は廃棄を行う。
 - b. 保存期間は、文書・情報の種類、重要性に応じて「取締役会規程」、「文書取扱規程」等において規定された期間とする。
 - c. 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報又は文書を閲覧できるものとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - a. 取締役会及び経営会議等において、当社及び当社グループの事業活動に関するリスクを定期的又は必要に応じて把握・評価し、リスク管理体制の整備・見直しを行う。
 - b. リスク管理に関する社内規程を制定し、想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
 - c. 不測の事態が発生した場合には、社内規程等に則り、損害・影響等を最小限にとどめるための手段を講じるよう努める。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。また、迅速かつ慎重な意思決定をするため、経営会議を組織し、審議・決議を行う。
 - b. 「取締役会規程」、「経営会議規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう整備する。
- ⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
 - イ. 当社は、子会社の経営に関して各社の自主性を尊重しつつ、子会社の情報は当社で集約並びに管理し業務遂行状況を把握するとともに、透明性のある適切な経営管理に努める。
 - ロ. 「関係会社管理規程」に基づき、業績及び経営状況に影響を及ぼす重要な事項については、定期的又は適時に子会社より報告を受け、事前協議を行う体制を構築する。
 - b. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ. 当社において「リスク管理規程」を制定し、当社グループの想定されるリスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制の整備に努める。
 - ロ. 上場子会社は、自らリスク管理を行い、そのリスク管理の状況について、定期的又は必要に応じて当社に報告する体制を整備する。
 - c. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 子会社における迅速かつ効率的な意思決定を確保するため、子会社は取締役会を毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関わる重要事項の意思決定及び経営全般に対する監督を行う。
 - ロ. 子会社は、子会社の社内規程に基づき、決裁手続き及び決裁権限等を明確に定め、業務を効率的に遂行できるよう整備する。
 - d. 子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. 子会社の取締役及び使用人は、当社グループ共通の経営理念に基づき社会から信頼を得る企業活動を行うため、「企業行動規範」及び社内規程を制定し周知徹底を図る。
 - ロ. 子会社には必要に応じて取締役又は監査役を派遣し、子会社における経営全般に対する把握・監督に努める。
 - ハ. 当社の内部監査室は子会社における内部監査を実施し、当社の内部統制事務局では子会社の内部統制の有効性を評価する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人の設置について、監査役の要請があった場合には、適切な人員を配置する。

- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役の補助業務にあたる使用人(以下、「補助使用人」という。)は監査役の指示に従い職務を行い、その期間は取締役からの指揮命令を受けないものとする。
 - b. 監査役の補助使用人に関する人事考課及び人事異動については、監査役の意見を尊重する。
 - c. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。
- ⑧ 監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役及び使用人は監査役監査への理解を深め、補助使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努めるものとする。
 - b. 監査役が代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換をする場を設け、補助使用人がその場に参加できるように整備する。
 - c. 内部監査室及び内部統制事務局は監査役と緊密な連携を保つとともに、監査役は必要に応じて内部監査室及び内部統制事務局に調査を求めることができるものとする。
 - d. 監査役及び補助使用人は、必要に応じて、弁護士及び会計監査人等より監査業務に関する助言を受けることができるよう整備する。
- ⑨ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- a. 監査役は、年度監査計画を策定し、当該計画に従って当社グループの取締役及び使用人から報告を受ける。
 - b. 監査役は、「監査役会規程」等に基づき当社の取締役会及び重要な会議に出席するとともに、重要な決裁書類等を閲覧し、必要に応じて当社グループの取締役及び使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - c. 当社グループの取締役及び使用人は、重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、監査役への適切な報告体制を確保する。
 - d. 内部監査室は監査計画及び監査結果を、内部統制事務局は評価実施計画及び評価実施結果を監査役に報告する。
 - e. 監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁償を請求したときは、その費用等が監査役職務の執行に必要であると認められた場合に限り、所定の手続きに従いこれに応じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ・ 取締役の職務執行については定時取締役会を毎月1回や必要に応じて臨時取締役会を開催しており、各種法令、定款、諸規程等において規定される取締役会決議事項の審議に臨むほか、当社グループにおける月次予算実績の分析、業務執行状況等の報告等を行っております。このほか、経営会議を原則週1回開催し、経営会議規程に基づき会社業務の執行に関する重要事項を立案、審議及び決定を行っております。
- ・ リスク管理については、取締役会又は経営会議において当社グループ各社における情報共有を図り、事業環境の変化、関係法令の改正等を踏まえたリスクを把握・評価し、必要に応じて対応を行っております。
- ・ 当社グループにおける業務の適正確保を確保するため、共通の経営理念に基づき「企業行動規範」を定めるとともに周知徹底を図っております。
また、非上場子会社には当社より取締役又は監査役を派遣し、上場子会社からは適宜情報収集を行い、子会社における経営全般に対する把握・監督を行っております。加えて当社取締役会又は経営会議において、子会社各社の営業成績、財務、人事その他経営上重要事項に関する報告を行っております。
- ・ 反社会的勢力への対応については、規程及びマニュアルを整備し契約書等への暴力団等排除条項の挿入、新規取引申請時や年1回の既存取引先等に対する調査等をはじめとした取組みを継続して実施しております。
- ・ 内部監査室は業務監査等を実施し関係部門及び代表取締役社長に報告を行い、内部統制事務局は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行い、適宜取締役会への報告を行っております。
- ・ 監査役は、每期策定する監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会のほか、経営会議、月例営業会議等の重要な会議に出席し必要に応じて意見を述べ、取締役の職務執行について監査を行い、毎月開催される監査役会において業務監査の報告等を行っております。また、必要に応じて代表取締役社長との会合を行うほか、各取締役や会計監査人、内部監査室、内部統制事務局等と適宜情報交換を行い、当社の内部統制システム全般をモニタリングし、より効率的な運用について助言を行っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,098,694	流動負債	881,696
現金及び預金	666,937	買掛金	26,495
売掛金	411,754	短期借入金	400,000
前払費用	16,671	一年以内返済予定長期借入金	120,320
繰延税金資産	3,181	未払金	7,647
その他	2,597	未払費用	233,188
貸倒引当金	△2,449	未払法人税等	8,325
固定資産	677,210	前受金	7,216
有形固定資産	19,106	預り金	7,839
建物附属設備	9,978	未払消費税等	67,878
車両運搬具	418	その他	2,785
器具及び備品	7,958	固定負債	260,906
その他	750	長期借入金	250,000
無形固定資産	29,936	繰延税金負債	10,906
ソフトウェア	24,394	負債合計	1,142,603
のれん	3,967	純資産の部	
その他	1,574	株主資本	578,060
投資その他の資産	628,168	資本金	256,240
投資有価証券	105,113	資本剰余金	63,240
関係会社株式	303,893	資本準備金	63,240
関係会社長期貸付金	150,000	利益剰余金	258,579
出資金	13,070	利益準備金	10,757
敷金及び保証金	48,357	その他利益剰余金	247,821
その他	7,733	繰越利益剰余金	247,821
資産合計	1,775,904	評価・換算差額等	55,241
		その他有価証券評価差額金	55,241
		純資産合計	633,301
		負債純資産合計	1,775,904

損 益 計 算 書

(平成28年6月1日から)
(平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,231,982
売 上 原 価		3,427,791
売 上 総 利 益		804,191
販売費及び一般管理費		792,326
営 業 利 益		11,864
営 業 外 収 益		
受 取 賃 貸 料	13,767	
受 取 配 当 金	7,700	
そ の 他	1,518	22,986
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,013	
賃 貸 費 用	13,767	
そ の 他	33	17,814
経 常 利 益		17,037
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	121	121
税引前当期純利益		17,159
法人税、住民税及び事業税	3,971	
法人税等調整額	6,235	10,207
当 期 純 利 益		6,951

株主資本等変動計算書

(平成28年6月1日から)
(平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	256,240	63,240	63,240	10,757	253,779	264,537	584,018
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△12,909	△12,909	△12,909
当 期 純 利 益					6,951	6,951	6,951
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—	△5,957	△5,957	△5,957
当 期 末 残 高	256,240	63,240	63,240	10,757	247,821	258,579	578,060

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額 等 合 計	
当 期 首 残 高	42,919	42,919	626,937
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△12,909
当 期 純 利 益			6,951
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12,322	12,322	12,322
当 期 変 動 額 合 計	12,322	12,322	6,364
当 期 末 残 高	55,241	55,241	633,301

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
有価証券の評価基準及び評価方法
- ① 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。
- ② その他有価証券
時価のあるもの 事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法を採用しております。
但し、平成28年4月1日以後に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|--------|-------|
| 建物付属設備 | 8～15年 |
| 車両運搬具 | 6年 |
| 器具及び備品 | 5～10年 |
- なお、取得価額が10万円以上20万円未満の資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。
- ② 無形固定資産 定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
- | | |
|-------------|----|
| 自社利用のソフトウェア | 5年 |
| のれん | 5年 |
- (3) 引当金の計上基準
貸倒引当金 債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。

2. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度より適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 53,669千円
- (3) 関係会社に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|-------|
| 短期金銭債権 | 344千円 |
| 短期金銭債務 | 865千円 |
- (4) 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権債務
- | | |
|--------|-----|
| 短期金銭債務 | 8千円 |
|--------|-----|

4. 損益計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 関係会社との取引高	営業取引による取引高	
	売上高	14,121千円
	売上原価	11,086千円
	販売費及び一般管理費	2,895千円
	営業取引以外の取引による取引高	8,714千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末の 株式数(株)
普通株式	993,000	—	—	993,000
合 計	993,000	—	—	993,000

(3) 自己株式の数に関する事項

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

平成28年8月26日開催の第29期定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 12,909千円
- ・ 1株当たり配当額 13円
- ・ 基準日 平成28年5月31日
- ・ 効力発生日 平成28年8月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの
平成29年8月29日開催予定の第30期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 12,909千円
- ・ 配当の原資 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当額 13円
- ・ 基準日 平成29年5月31日
- ・ 効力発生日 平成29年8月30日

(5) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,707千円
未払事業所税	722
貸倒引当金	750
減損損失	4,545
投資有価証券評価損	5,808
繰越欠損金	18,874
その他	1,396
繰延税金資産小計	33,806
評価性引当額	△18,060
繰延税金資産合計	15,746
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	23,471
繰延税金負債合計	23,471
繰延税金資産（負債）の純額	△7,725
繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。	
流動資産－繰延税金資産	3,181千円
固定負債－繰延税金負債	10,906

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.65%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.64
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.67
住民税均等割等	15.16
過年度法人税等	5.61
法人税等還付額	△2.40
評価性引当額の増減	11.99
その他	0.51
税効果会計適用後の法人税等の負担額	59.49

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定して行っており、銀行借入金等金融機関からの借入により資金を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社長期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、主に本社事務所の賃借契約に係るものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、社内規程及びマニュアルに従い、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関係会社長期貸付金については、当社の関係会社管理規程に従い、定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金については、貸主ごとに残高管理を行うとともに、主な貸主の信用状況を把握することにより、リスクの軽減を図っております。

b. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状態等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直ししております。

c. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いが実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、営業債務や借入金についての流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年5月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は含まれておりません（（注）2．参照）。

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	666,937千円	666,937千円	一千円
(2) 売掛金 貸倒引当金（※）	411,754 △933		
	410,821	410,821	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	92,725	92,725	—
(4) 関係会社株式	157,276	667,805	510,529
(5) 関係会社長期貸付金	150,000	149,875	△124
(6) 敷金及び保証金	48,357	48,484	127
資 産 計	1,526,117	2,036,649	510,532
(1) 買掛金	26,495千円	26,495千円	一千円
(2) 短期借入金	400,000	400,000	—
(3) 長期借入金（一年内含む）	370,320	371,486	1,166
(4) 未払金	7,647	7,647	—
(5) 未払費用	233,188	233,188	—
(6) 未払法人税等	8,325	8,325	—
(7) 前受金	7,216	7,216	—
(8) 預り金	7,839	7,839	—
(9) 未払消費税等	67,878	67,878	—
負 債 計	1,128,910	1,130,077	1,166

（※）個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1．金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券 (4) 関係会社株式

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 関係会社長期貸付金

時価は元利金の合計額と同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(6) 敷金及び保証金

これらは、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づいた利率で割り引いた現在価額により算定しております。

負 債

(1) 買掛金 (2) 短期借入金 (4) 未払金 (5) 未払費用 (6) 未払法人税等

(7) 前受金 (8) 預り金 (9) 未払消費税等

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金（一年内含む）

時価は元利金の合計額と同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額 (千円)
投資有価証券 非上場株式(※1)	12,388
関係会社株式 非上場株式(※1)	146,617
出資金(※2)	13,070

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」及び「(4) 関係会社株式」には含めておりません。

(※2) 出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価評価しておりません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種類	氏 名	資本金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社 札幌ラン ゲージセ ンター	50,000	日本語学校 運 営 事 業	所有 直接100.0	資金の貸付 役員の兼任	資金の付 貸 (注)	150,000	関係会社 長期貸付 金	150,000
						利息の取 受 (注)	224	未収入金	105

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 株式会社札幌ランゲージセンターに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間10年、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、「取引金額」及び「期末残高」には消費税等は含まれておりません。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	氏 名	資本金 (千円)	事業の内容 又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員	佐藤良雄	-	当 社 代 表 取 締 役 社 長 職業訓練法人キ ャリアバンク職 業訓練協会会長	(被所有) 直接38.9 間接14.9	職業訓練法 人キャリア バンク職業 訓練協会に 対する施設 の転貸	施設 の 貸 転 (注)	8,427	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく職業訓練を行う協会であります。同協会との取引は当社代表取締役社長佐藤良雄が同協会の代表者として行った取引であり、取引条件及び取引条件の決定方針は他の一般取引先と同様であります。なお、「取引金額」には消費税等は含まれておりません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 637円77銭
(2) 1株当たり当期純利益 7円00銭

10. その他の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年7月21日

キャリアバンク株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 瀬 戸 卓 ⑩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 五十嵐 康 彦 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キャリアバンク株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月25日

キャリアバンク株式会社	監査役会
常勤監査役 新 實	隆 ㊟
社外監査役 土 屋 公	三 ㊟
社外監査役 岡 田	実 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営上の重要な課題のひとつとして考え、将来の事業拡大に備え、内部留保による企業体質の強化を図りながら、業績に応じて株主の皆様に対し安定した配当の維持を基本方針としております。

第30期の期末配当につきましては、上記基本方針及び今後の事業展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は12,909,000円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年8月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。併せて、現行定款の一部を見直し、条文の整備及び字句の修正を行うとともに、規定の新設並びに削除に伴う条数の変更等を行うものであります。

② なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 [条文省略]</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第10条 [条文省略]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 [条文省略]</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>[新設]</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2.～3. [条文省略]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条～第4条 [現行どおり]</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第5条～第10条 [現行どおり]</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第11条～第17条 [現行どおり]</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置)</p> <p>第18条 当社は、<u>取締役会</u>を置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、10名以内とする。</p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>2.～3. [現行どおり]</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第21条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>[新設]</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 [条文省略]</p> <p>2. [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>[新設]</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会はその決議により、取締役の中から、社長1名を置き、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</p> <p>[新設]</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第25条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第22条 [現行どおり]</p> <p>2. [現行どおり]</p> <p>3. <u>前2項にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第24条 <u>当社は、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会はその決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、取締役社長1名を置き、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第25条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>[新設]</p>	<p>(重要な業務執行の決定の委任)</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>第29条 [条文省略]</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第26条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>[新設]</p>	<p>[削除]</p>
<p>第29条 [条文省略]</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 [現行どおり]</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</u></p>
<p>第31条 [条文省略]</p>	<p>第29条 [現行どおり]</p>
<p>第5章 監査役及び監査役会</p>	<p>第5章 監査等委員会</p>
<p>第32条～第42条 [条文省略]</p>	<p>[削除]</p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>[新設]</p>	<p>第30条 当社は、<u>監査等委員会を置く。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p>
<p>[新設]</p>	<p>第31条 監査等委員会の招集通知は、<u>会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>[新設]</p>	<p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>[新設]</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第43条 当社は会計監査人を置く。</p> <p>第44条～第45条 [条文省略] (会計監査人の報酬等)</p> <p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が 監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第47条～第50条 [条文省略]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第6章 会計監査人 (会計監査人の設置)</p> <p>第33条 当社は、会計監査人を置く。</p> <p>第34条～第35条 [現行どおり] (会計監査人の報酬等)</p> <p>第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第7章 計 算</p> <p>第37条～第40条 [現行どおり]</p> <p>附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第30期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>第2条 本附則第1条及び第2条は、平成39年8月29日をもって削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する株式の数
1	さとうよしお 佐藤良雄 (昭和28年3月2日生)	昭和52年2月 佐藤良雄行政書士事務所設立所長就任 昭和54年8月 労働保険事務組合労務事務指導協会理事長就任（現任） 昭和59年12月 労働保険事務組合北海道社会労働保険協会理事長就任（現任） 昭和62年11月 当社設立代表取締役社長就任（現任） 平成9年4月 株式会社エコミック設立代表取締役社長就任 平成11年7月 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会会長就任（現任） 平成14年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立代表取締役社長就任 平成16年8月 S A T O行政書士法人設立代表社員就任（現任） 平成18年5月 株式会社セールスアウトソーシング代表取締役会長就任 平成22年8月 同社代表取締役社長就任（現任） 平成28年11月 株式会社札幌ランゲージセンター設立代表取締役社長就任（現任）	386,700株
2	しんやたかとし 新谷隆俊 (昭和31年4月3日生)	昭和55年4月 株式会社アペックス入社 平成2年8月 当社入社 平成8年7月 当社取締役就任 平成12年6月 当社取締役営業部長 平成14年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立監査役就任 平成15年5月 株式会社エコミック監査役就任（現任） 平成16年10月 当社取締役第2営業部長 平成19年11月 当社取締役第1営業部長兼第2営業部長 平成20年6月 当社取締役第1営業部長 平成21年8月 当社常務取締役就任 第1営業部長 平成23年6月 当社常務取締役兼第5営業部長 平成24年6月 当社常務取締役兼第1営業部長 平成26年6月 当社常務取締役第1営業部長兼第2営業部長 平成27年6月 当社常務取締役第1営業部長 平成29年6月 当社常務取締役第1営業部長兼第2営業部及び海外事業室担当（現任）	11,600株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、 当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
3	中川 均 (昭和30年7月4日生)	昭和57年5月 株式会社ステージガイド札幌入社 昭和63年2月 当社入社 平成6年7月 当社取締役就任 営業部長 平成12年5月 株式会社エコミック取締役就任 平成12年8月 当社常務取締役就任 平成14年7月 株式会社セールスアウトソーシング設立取締役就任 平成16年10月 当社常務取締役第1営業部担当 平成18年10月 当社取締役経営企画室長 平成20年6月 当社取締役第2営業部長兼経営企画室長 平成22年6月 当社取締役経営企画室長 平成25年6月 当社取締役経営管理部長 平成29年6月 当社取締役第4営業部長兼道内支店担当 (現任)	13,600株
4	益山 健一 (昭和44年8月8日生)	平成4年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行 平成14年3月 同行札幌法人営業部長代理 平成15年4月 職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会 入社 管理企画室長 平成16年4月 当社入社 再就職支援事業雇用創出グループ課長 平成16年6月 当社再就職支援事業雇用創出グループ次長 平成16年10月 当社執行役員就任 第3営業部長 平成17年8月 当社取締役就任 第3営業部長 平成18年10月 当社取締役第1営業部長兼第3営業部長 平成19年11月 当社取締役第3営業部長 平成29年6月 当社取締役第3営業部長兼仙台支店担当 (現任)	600株
5	橋本 正太 (昭和43年7月5日生)	平成6年4月 株式会社北日本工事測量入社 平成12年9月 当社入社 管理部総務係長 平成17年6月 当社管理部財務経理課長 平成20年6月 当社管理部次長 平成21年8月 当社執行役員就任 管理部長 平成23年8月 当社取締役就任 管理部長 平成24年8月 株式会社セールスアウトソーシング取締役就任 管理部長(現任) 平成25年6月 当社取締役経理財務部長 平成28年11月 株式会社札幌ランゲージセンター設立取締役就任(現任) 平成29年6月 当社取締役経理財務部長兼経営管理部担当 (現任)	600株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
6	はち や ただ よし 蜂 谷 忠 義 (昭和32年5月19日生)	昭和57年4月 株式会社サンクスアンドアソシエイツ入社 平成10年3月 同社運営総務部シニアマネージャー 平成13年3月 同社人事部シニアマネージャー 平成13年10月 当社入社 人材派遣事業部課長 平成17年6月 当社第2営業部再就職支援事業次長 平成24年6月 当社第5営業部長 平成24年8月 当社執行役員就任 第5営業部長 平成25年8月 当社取締役就任 第5営業部長(現任)	1,900株

- (注) 1. 佐藤良雄氏は、労働保険事務組合労務事務指導協会の理事長であり、当社は同組合へ労働保険事務を委託しております。また、同氏は職業訓練法人キャリアバンク職業訓練協会の会長であり、当社は同協会との間に研修施設の転貸等の取引関係があります。
2. その他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	おか だ みのる 岡 田 実 (昭和24年7月12日生)	昭和48年4月 株式会社北海道新聞社入社 平成18年6月 同社取締役就任 経営企画室長 平成22年6月 同社常務取締役就任 営業担当 平成23年6月 同社常務取締役営業統括本部長 平成25年6月 同社専務取締役就任 平成26年8月 当社社外監査役就任(現任)	—

候補者番号	ふりがな (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 株式数
2	はま だ やす ゆき 濱 田 康 行 (昭和23年3月12日生)	平成3年4月 北海道大学経済学部教授 平成9年4月 同大学総長補佐 平成15年4月 北海道大学先端科学研究センター教授(併任) 平成16年4月 京都大学経営管理大学院寄付講座教授(併任) 平成22年4月 北海道大学名誉教授 平成22年4月 札幌国際大学・札幌国際大学短期大学部学長 平成26年4月 道都大学学長・理事長 平成26年12月 公益財団法人はまなす財団理事長(現任) 平成27年7月 株式会社アインファーマシーズ(現株式会社アインホールディングス) 社外取締役就任(現任) 平成27年8月 当社社外取締役就任(現任) 平成28年11月 株式会社札幌ランゲージセンター監査役就任(現任)	—
3	さ さ き だい すけ 佐 々 木 大 祐 (昭和62年12月25日生)	平成22年1月 有限責任監査法人トーマツ入所 平成26年5月 公認会計士登録 平成27年7月 公認会計士佐々木大祐事務所開設(現任) 平成27年12月 税理士登録	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 岡田実氏、濱田康行氏及び佐々木大祐氏は、社外取締役候補者であります。
3. 岡田実氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり株式会社北海道新聞社において取締役を務めており、これまで培ってきた豊富な知識と経験を有しているため、経営全般に対する監督と有効な助言をいただけるものと考え、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
4. 濱田康行氏を社外取締役候補者とした理由は、これまで社外取締役となること以外で会社の経営に関与した経験はありませんが、学識経験者として、特に経済・金融分野における専門的知識及び経験等を有しているため、当社取締役会等における発言、業務執行のモニタリング等により当社経営全般にその経験を活かしていただけるものと考え、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
5. 佐々木大祐氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与されたことはありませんが、公認会計士として培われた財務、会計に関する知識及び経験を当社の監査等に活かしていただけるものと考え、社外取締役としてその職務を適切に遂行していただけるものと判断したためであります。
6. 濱田康行氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
7. 当社は岡田実氏及び濱田康行氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、佐々木大祐氏の選任が承認された場合は、同内容の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
8. 当社は岡田実氏及び濱田康行氏を、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し届け出ており、両氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。また、佐々木大祐氏につきましても、札幌証券取引所の定めに基づく独立役員としての条件を満たしており、同氏の選任が承認された場合は、独立役員として指定する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成12年8月29日開催の第13期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額80,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額80,000千円以内（うち社外取締役分年額10,000千円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、6名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額20,000千円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第7号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が三優監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、監査活動の適切性、効率性並びに監査報酬等を総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	三優監査法人	
事 務 所	主たる事務所	東京都新宿区西新宿一丁目24番1号
	その他の事務所	札幌、名古屋、大阪、福岡
沿 革	昭和61年10月	監査法人三優会計社設立
	昭和62年7月	大阪事務所設置
	平成2年12月	福岡事務所設置
	平成8年4月	三優監査法人に商号変更
	平成8年7月	名古屋事務所設置
	平成27年7月	札幌事務所設置
海外事務所との 提 携	平成8年1月	BDO Bnder BV(現：BDO International Limited)と業務提携
概 要	(平成29年7月1日現在)	
	構成人員	社員 (公認会計士) 29名
		職員 161名
		(公認会計士) 86名
		(その他監査従事者) 48名
		(コンサルタント) 4名
		(その他の職員) 23名
		計 190名
	監査関与会社	187社

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北五条西五丁目 7 番地sapporo55
当社本社会議室
電話 (011) 251-3373



交通のご案内

- JR札幌駅より徒歩2分
- 地下鉄札幌駅より徒歩2分